



# 総合型クラブの 手続きについて

---

公益財団法人熊本県スポーツ協会

クラブアドバイザー 太田黒尚子

# 説明内容

1. 総合型クラブとしての手続き
2. 全国協議会への登録手続き
3. ガバナンスコードの説明

# 1. 総合型クラブとしての手続き

---

## 【これまで】

- ・具体的に「総合型クラブとは何か」を明記したものがなかった
- ・登録や認証という手続きはなかった

## 【これから】

- ・「総合型クラブとは」を明確にし、行政とクラブが連携をすることで、  
更なる地域スポーツの振興及び地域課題解決につなげていきたい。

# 具体的に・・・（クラブ側）

---

- 設立当時は行政とタイアップしていたが、担当者が異動してから直接的なつながりが薄れた。
- 小学校運動部活動の社会体育移行のための受け皿づくりにクラブとして尽力したが、異動に伴い、民間クラブと総合型クラブの違いが理解されず、用具の使用等ができづらくなった。
- 地域課題を共有し、解決のために議論したりシステムを構築する環境がなくなったことで、クラブの負担が増した。

## 具体的に・・・（行政側）

---

- 他のチームやクラブと「総合型クラブ」の何が違うのかわからない。
- 「総合型クラブ」だけ特別扱いはできない。
- 総合型クラブは何ができるのかわからない。知らない。

## このような現状から

---

○総合型クラブと行政の連携や相互理解を促進することで、課題が解決でき、地域スポーツの更なる振興並びに総合型クラブの活動が充実するのではないか。

# 4. 「登録」と「認証」のイメージ

※基本規程、登録規程、登録基準細則を基に作成

《凡例》

- ・基本: 基本規程
- ・登録: 登録規程
- ・基準: 登録基準細則

【基本6条】

登録クラブに対する  
認証

介護予防  
タイプ  
認証

△△  
タイプ  
認証

□□  
タイプ  
認証

●●  
タイプ  
認証

▲▲  
タイプ  
認証

■  
タイプ  
認証

【認証とは】※認証に関する制度は今後検討

総合型クラブ全国協議会が定める「タイプ別の認証基準」  
を具備していると認められる登録クラブを認証する。

登録クラブが自らの希望により申請することを可能とする  
もので、1クラブが複数タイプの認証を受けることもできる。

【登録とは】

総合型クラブ全国協議会が定める「登録基準」を具備し  
ていると認められるクラブを、登録クラブとして認定する。

【基本5条】

登録

各都道府県協議会独自基準

【基準4条】

各都道府県協議会独自運用ルール

【基準3条】

必ず満たすべき運用ルール

【基準3条】

基本  
基準

【基準2条】

「基本基準」に加え、  
都道府県協議会が任意で追加できる

「必ず満たすべき運用ルール」に加え、  
都道府県協議会が任意で追加できる

全国統一のルール

総合型クラブとして活動する全クラブ対象の提出書類

# 1. 「総合型クラブ」 としての手続き

---

- ①基礎情報書類：様式あり
- ②規約・会則・定款：任意様式
- ③役員名簿：様式あり

組織概要の把握

- ④当該年度の事業計画・予算：任意様式
- ⑤前年度の事業報告・決算：任意様式

事業内容、会計  
等の把握

# ①基礎情報書類【指定様式】

|      |  |              |               |
|------|--|--------------|---------------|
| フリガナ |  | 設立年<br>※西暦記入 | 設立年数<br>※自動入力 |
| クラブ名 |  |              | 2022 年 目      |

## 1. 事務局情報

|           |        |   |             |  |
|-----------|--------|---|-------------|--|
| 事務局<br>情報 | 住所     | 〒 | —           |  |
|           | E-mail |   |             |  |
|           | TEL    |   | 事務担当者<br>氏名 |  |
|           | FAX    |   | 役職          |  |

## 2. 会員について

(1) 年会費等を支払っている会員数※1とその内訳を記入ください。

※1 本設問における会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を指します(月会費や教室・イベントごとの参加費等のみ支払っている方は会員とみなしません)。

| 区分 | A    | B   | C   | D             | E    | F    | G    | H    | I    | J    | 合 計 |
|----|------|-----|-----|---------------|------|------|------|------|------|------|-----|
|    | 未就学児 | 小学生 | 中学生 | 高校生<br>(~18歳) | ~29歳 | ~39歳 | ~49歳 | ~59歳 | ~69歳 | 70歳~ |     |
| 男性 |      |     |     |               |      |      |      |      |      |      |     |
| 女性 |      |     |     |               |      |      |      |      |      |      |     |
| 小計 |      |     |     |               |      |      |      |      |      |      |     |

(2) 総会員数※2とその内訳を記入ください。

※2 本設問における会員とは、上記(1)で記入いただいた年会費等を支払っている会員を含む全ての会員(月会費や教室・イベントごとの参加費等を支払っている会員)を指します。

| 区分 | A    | B   | C   | D             | E    | F    | G    | H    | I    | J    | 合 計 |
|----|------|-----|-----|---------------|------|------|------|------|------|------|-----|
|    | 未就学児 | 小学生 | 中学生 | 高校生<br>(~18歳) | ~29歳 | ~39歳 | ~49歳 | ~59歳 | ~69歳 | 70歳~ |     |
| 男性 |      |     |     |               |      |      |      |      |      |      |     |
| 女性 |      |     |     |               |      |      |      |      |      |      |     |
| 小計 |      |     |     |               |      |      |      |      |      |      |     |

↑ 総会員数

### 3. 定期的に行うスポーツ活動種目・指導者資格保有者について

- (1) 定期的に(年間で12回以上)行うスポーツ活動種目のみについて、以下の表の種目名の定期活動欄に○を記入ください。なお、○を記入した種目名において、当該種目の指導者に日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が1名でも配置されている場合は指導者配置欄に○を記入ください。

| 種目名            | 定期活動 | 指導者配置 | 種目名          | 定期活動 | 指導者配置 | 種目名             | 定期活動 | 指導者配置 | 種目名             | 定期活動 | 指導者配置 |
|----------------|------|-------|--------------|------|-------|-----------------|------|-------|-----------------|------|-------|
| 1 ドッジボール       |      |       | 13 柔道        |      |       | 25 バドミントン       |      |       | 37 インディアカ       |      |       |
| 2 体操           |      |       | 14 剣道        |      |       | 26 卓球           |      |       | 38 3B体操         |      |       |
| 3 エアロビクス       |      |       | 15 空手        |      |       | 27 スキー          |      |       | 39 キンボール        |      |       |
| 4 ウォーキング       |      |       | 16 野球        |      |       | 28 スノーボード       |      |       | 40 親子リトミック      |      |       |
| 5 ダンス          |      |       | 17 ソフトボール    |      |       | 29 スポーツ吹矢       |      |       | 41 フィットネストレーニング |      |       |
| 6 ボウリング        |      |       | 18 サッカー      |      |       | 30 カヌー          |      |       | 42 フラダンス        |      |       |
| 7 ゲートボール       |      |       | 19 フットサル     |      |       | 31 ラグビーフットボール   |      |       | 43 パークゴルフ       |      |       |
| 8 グラウンドゴルフ     |      |       | 20 バレーボール    |      |       | 32 太極拳          |      |       | 44 ビーチバレー       |      |       |
| 9 ランニング(ジョギング) |      |       | 21 ソフトバレーボール |      |       | 33 健康体操         |      |       | 45 登山・クライミング    |      |       |
| 10 水泳          |      |       | 22 バスケットボール  |      |       | 34 バウンドテニス      |      |       | 46 その他( )       |      |       |
| 11 ヨガ          |      |       | 23 テニス       |      |       | 35 ペタンク         |      |       | 46 その他( )       |      |       |
| 12 陸上競技        |      |       | 24 ソフトテニス    |      |       | 36 ターゲット・ハードゴルフ |      |       | 46 その他( )       |      |       |

- (2) 上記(1)で回答したスポーツ活動種目の合計数と、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者配置種目の合計数を以下に記入ください。

①スポーツ活動種目数  種目

②公認スポーツ指導者配置数  種目

4. クラブマネジャー・事務局員の配置状況及び公認マネジメント資格保有者

- (1) クラブマネジャー※3の配置の有無を記入ください。  
※3 クラブマネジャーとは、経営能力を有する専門的な人材とする。

| 配置 | どちらかに○ |
|----|--------|
| 有  |        |
| 無  |        |

- (2) クラブマネジャー及び事務局員の内、日本スポーツ協会公認マネジメント資格保有人数をそれぞれ記入ください。

①クラブマネジャー  
公認クラブマネジャー資格保有者数  人

公認アシスタントマネジャー資格保有者数  人

②事務局員  
公認クラブマネジャー資格保有者数  人

公認アシスタントマネジャー資格保有者数  人

# ④役員名簿 【指定様式】

■クラブ名: \_\_\_\_\_

令和●●年4月1日現在

| No. | 役職  | 氏名    | 居住地                  | 勤務先                         |
|-----|-----|-------|----------------------|-----------------------------|
| 例   | 理事長 | 東京 太郎 | 東京都●●区<br>※市区町村名まで入力 | (株)●●<br>※勤務先がない場合は、「なし」と入力 |
| 1   |     |       |                      |                             |
| 2   |     |       |                      |                             |
| 3   |     |       |                      |                             |
| 4   |     |       |                      |                             |
| 5   |     |       |                      |                             |
| 6   |     |       |                      |                             |
| 7   |     |       |                      |                             |
| 8   |     |       |                      |                             |
| 9   |     |       |                      |                             |
| 10  |     |       |                      |                             |
| 11  |     |       |                      |                             |
| 12  |     |       |                      |                             |
| 13  |     |       |                      |                             |
| 14  |     |       |                      |                             |
| 15  |     |       |                      |                             |

登録を希望する総合型クラブ対象の提出書類

## 2. 「全国協議会」への登録手続き

---

全クラブ提出書類（①～⑤）に加え、

- ⑥登録基準確認用紙：様式あり
- ⑦総合型クラブの評価指標を用いた自己点検・評価の結果：様式あり
- ⑧事業計画・予算、事業報告・決算を議決した際の議事録：様式任意
- ⑨スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証の写し：様式あり

# ⑥登録基準確認用紙 【指定様式】

申請書類①  
年 月 日

令和●●(20●●)年度  
総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準確認用紙

●●法人●●県体育・スポーツ協会  
 ●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会  
 代表者 殿

●●クラブ  
 会長 ●●●●

本クラブは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則に定める以下の基準を満たしているため申請いたします。

いずれかに○印  
 1. 新規登録  
 2. 更新登録

(凡例)  
 全国協議会・総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
 都道府県協議会・都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

### 1. 基準適合状況

| 分類              | 全国協議会が定める基本基準                           | 全国協議会及び都道府県協議会が定める必ず満たすべき運用ルール                                                                                                                                                                                               | 記入を<br>要せず<br>空白に印                                                                                                 |
|-----------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 活動実態に関する基準  | ①多項目(複数項目)のスポーツ活動を実施している。               | ・定期的なスポーツ活動を2項目以上実施している。<br>=                                                                                                                                                                                                | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           都道府県協議会が定める運用ルール         </div> |
|                 | ②多世代(複数世代)を対象としている。                     | ・次の世代のうちいずれか2区分以上の会員 <sup>※1</sup> がいる。<br>A) 未就学児<br>B) 小学生<br>C) 中学生<br>D) 高校生(～19歳)<br>E) ～29歳<br>F) ～39歳<br>G) ～49歳<br>H) ～59歳<br>I) ～69歳<br>J) 70歳～<br>=                                                                |                                                                                                                    |
|                 | ③適切なスポーツ指導者を配置している。                     | ・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。 <sup>※2</sup><br>・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。 <sup>※3</sup><br>= |                                                                                                                    |
| (2) 運営形態に関する基準  | ④安全管理体制を整備している。                         | ・緊急連絡体制を整備している。 <sup>※4</sup><br>=                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                    |
|                 | ⑤地域住民が主体的に運営している。                       | ・規約等 <sup>※5</sup> ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村 <sup>※6</sup> の住民である。(又は当該市町村の住民と隣接する市町村の住民を合算すると過半数である。)<br>・非営利組織である。 <sup>※7</sup><br>=                                  |                                                                                                                    |
| (3) ガバナンスに関する基準 | ⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 | ・規約等 <sup>※8</sup> の改定に必要な議決について当該規約等に定めている。<br>=                                                                                                                                                                            |                                                                                                                    |
|                 | ⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。       | ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。<br>=                                                                                                                                                                 |                                                                                                                    |

| 全国協議会が定める基本基準          |                           | 全国協議会及び都道府県協議会が定める<br>必ず満たすべき運用ルール                                                                                                                                                                                                 | 左記を<br>満たす<br>場合○印 |
|------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 分類                     | 個別基準                      |                                                                                                                                                                                                                                    |                    |
| (1) 活動実<br>態に関する<br>基準 | ①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。 | ・定期的 <sup>*1</sup> なスポーツ活動を2種目以上実施している。<br><div></div>                                                                                                                                                                             |                    |
|                        | ②多世代(複数世代)を対象としている。       | ・次の世代のうちいずれか2区分以上の会員 <sup>*2</sup> がいる。<br>A) 未就学児<br>B) 小学生<br>C) 中学生<br>D) 高校生(～18歳)<br>E) ～29歳<br>F) ～39歳<br>G) ～49歳<br>H) ～59歳<br>I) ～69歳<br>J) 70歳～<br><div></div> <div>都道府県協議会が定める運用ルール</div>                                |                    |
|                        | ③適切なスポーツ指導者を配置している。       | ・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。 <sup>*</sup><br>・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。 <sup>*3</sup><br><div></div> |                    |
|                        | ④安全管理体制を整備している。           | ・緊急連絡体制を整備している。 <sup>*4</sup><br><div></div>                                                                                                                                                                                       |                    |

|                 |                                         |                                                                                                                                                                                                       |  |
|-----------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (2) 運営形態に関する基準  | ⑤地域住民が主体的に運営している。                       | <p>・規約等<sup>※6</sup>・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村<sup>※6</sup>の住民である。(又は当該市町村の住民と隣接する市町村の住民を合算すると過半数である。)</p> <p>・非営利組織である。<sup>※7</sup></p> <p>・</p> |  |
| (3) ガバナンスに関する基準 | ⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 | <p>・規約等<sup>※6</sup>の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。</p> <p>・</p>                                                                                                                                            |  |
|                 | ⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。       | <p>・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。</p> <p>・</p>                                                                                                                               |  |

# ⑦自己点検・評価の結果 【指定様式】

**【評価指標の見方】** 点検・評価に当たり、各段階は、前の段階を満たした上で、当該段階の内容を満たしていること。例えば、「充実段階」では、「基盤段階」「発展段階」の各内容を満たした上で、「充実段階」の内容を満たしているかについて点検・評価する。なお、各段階の内容は次のとおり。

**【各段階】**

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 基 盤     | 総合型クラブの創設・自立に向けて、活動基盤を整備している段階       |
| ↓       |                                      |
| 発 展     | 一定の活動基盤を整備し、充実した活動を行うための体制整備に向けた発展段階 |
| ↓       |                                      |
| 充 実     | 一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階   |
| ↓       |                                      |
| 持 続 可 能 | 指針に示した内容を満たし、持続可能な体制を十分整備している段階      |

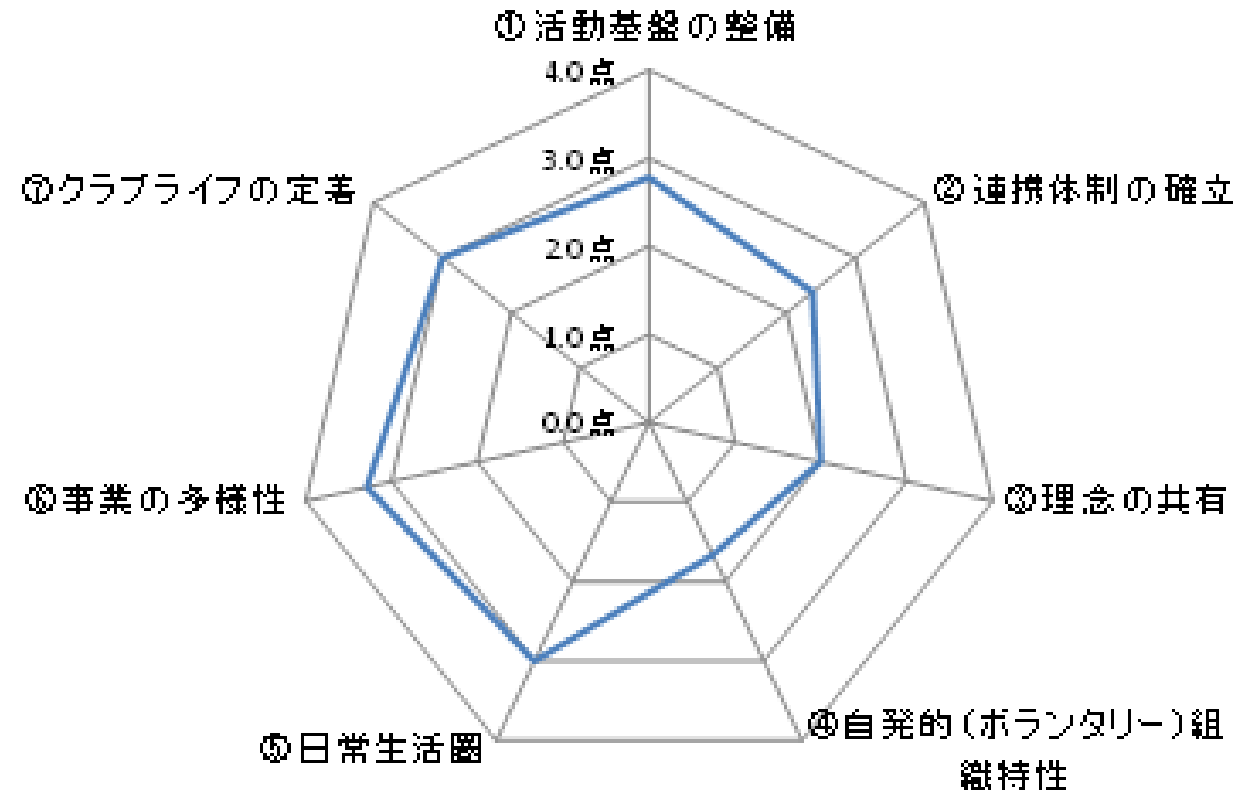
**【数値化】**

1  
1.5  
2  
2.5  
3  
3.5  
4

# ⑦自己点検・評価の結果 【指定様式】

| 指針       |                                                                                 | 評価指標                       |                                      |                                            |                                          |                                         | 評価<br>(左記数値を参考に<br>0~4を入力) | 平均 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------|----|
|          |                                                                                 | 数値                         | 1                                    | 2                                          | 3                                        | 4                                       |                            |    |
|          |                                                                                 | 項目                         | 基盤<br>総合型クラブの創設・自立に向けて、活動基盤を整備している段階 | 発展<br>一定の活動基盤を整備し、充実した活動を行うための体制整備に向けた発展段階 | 充実<br>一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階 | 持続可能<br>指針に示した内容を満たし、持続可能な体制を十分整備している段階 |                            |    |
| 事務局体制の整備 | ○ クラブの運営が円滑にかつ効率的に行われるため、組織運営に関する豊富な知識を有したクラブマネジメント資格を保持する「クラブマネジャー」が配置されていること。 | GM※1 及び事務局員の配置体制           | いずれかを配置している                          | それぞれ1名を配置している                              | いずれかを複数名配置している                           | それぞれを複数名配置している                          | 0.0 点                      |    |
|          | ○ 組織の充実・発展に伴い、専従事務局員の有償配置を含めた複数名による事務局体制が確保されていること。                             | GM 及び事務局員の配置条件※2           | いずれか1名を有償で配置している                     | それぞれの1 名を有償で配置している                         | それぞれの複数名を有償で配置し、うちどちらか1 名が週4日以上専従している    | 有償で配置している財源を自己財源 ※3 で確保している             | 0.0 点                      |    |
|          |                                                                                 | 公認マネジメント資格※4 の取得(クラブマネジャー) | 公認アシスタントマネジャー資格の登録者がいる               | 公認アシスタントマネジャー資格の登録者が複数名いる                  | 公認クラブマネジャー資格の登録者がいる                      | 公認クラブマネジャー資格の登録者が複数名いる                  | 0.0 点                      |    |
| 指導者の確保   | ○ 安全かつ正しく、楽しくスポーツ活動を行うため、一定の知識と技能を有した公認資格を保有する指導者が確保されていること。                    | 公認資格※5 を有するスポーツ指導者の確保      | 事業の半数未満で、公認資格を有する指導者を配置している          | 半数以上の事業で、公認資格を有する指導者を配置している                | 全ての事業で、公認資格を有する指導者を配置している                | 全ての事業で、指導を行う者は全員公認資格を有している              | 0.0 点                      |    |
|          |                                                                                 | 指導者研修会の実施                  | クラブ内での研修会開催について計画している                | クラブ内での研修会が不定期に開催されている                      | クラブ内での研修会が年に複数回開催されている                   | クラブ外の指導者研修会等へ年に1 回程度、指導者を派遣している         | 0.0 点                      |    |

# 総合型クラブの自己点検・評価の結果(7項目)



- 結果を踏まえて、自身のクラブの取組へ反映しましょう。
- 定期的に自己点検・評価を繰り返すことで、持続可能段階を目指しましょう。

| 自己点検・評価項目        | 平均   |
|------------------|------|
| ①活動基盤の整備         | 2.8点 |
| ②連携体制の確立         | 2.4点 |
| ③理念の共有           | 2.0点 |
| ④自発的(ボランティア)組織特性 | 1.7点 |
| ⑤日常生活圏           | 3.0点 |
| ⑥事業の多様性          | 3.3点 |
| ⑦クラブライフの定着       | 3.0点 |

## ⑨スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証の写し【指定様式】

スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくため、スポーツの普及・振興の重要な担い手となっているスポーツ団体の適正なガバナンスを確保することが必要不可欠です。

このような問題意識から、スポーツ庁では、平成30年12月に策定した「**スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン**」において、スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範として**スポーツ団体ガバナンスコード**を策定することとし、スポーツ審議会における審議を経た上で、中央競技団体（NF）向け及び**一般スポーツ団体向けのガバナンスコード**を策定いたしました。

## ※注釈

### ○ガバナンス：「統治・支配・管理」

「健全な企業経営を目指す、企業自身による管理体制」

### ○コンプライアンス：「法令順守」

「法律を守りましょう」「一般的に正しいと思われることをしていきましょう」という意味

### ○インテグリティ：「清潔・高潔・完全な状態」

「企業で経営方針や社員が持つべき価値観」

# セルフチェックシートの入力、提出で登録証発行

【例題】

スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞に係るセルフチェックシート

「團體名：\_\_\_\_\_」

〔記載日： 〕

【対応状況に係る自己評価】 ☐

A: 対応している。

B: 一一对応している。

C: 対応できていない。

| 項目                                                                           | 対応状況 |
|------------------------------------------------------------------------------|------|
| <b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>                                     |      |
| <b>(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。</b><br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)          |      |
| <b>(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。</b><br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) |      |
| <b>(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。</b><br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)              |      |
| <b>(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。</b><br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)    |      |

[illegible]

|                                                                                                         |               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 <sup>42</sup>                                                        |               |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <sup>43</sup>                                                                    |               |
| 原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。 <sup>43</sup>                    |               |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 <sup>43</sup>                                                                 | <sup>42</sup> |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <sup>43</sup>                                                                    |               |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 <sup>43</sup>                                                              |               |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <sup>43</sup>                                                                    |               |
| 原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。 <sup>43</sup> |               |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか(ある場合は下欄に記述) <sup>43</sup>                                        |               |
| 原則 ■ について <sup>43</sup>                                                                                 | <sup>42</sup> |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <sup>43</sup>                                                                    |               |
| 原則 ■ について <sup>43</sup>                                                                                 |               |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <sup>43</sup>                                                                    |               |

# スポーツ団体ガバナンスコード《スポーツ庁HP》

トップ > 政策 > スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上 > スポーツ団体ガバナンスコード

## スポーツ団体ガバナンスコード

スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくため、スポーツの普及・振興の重要な担い手となっているスポーツ団体の適正なガバナンスを確保することが必要不可欠です。

このような問題意識から、スポーツ庁では、平成30年12月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」において、スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範としてスポーツ団体ガバナンスコードを策定することとし、スポーツ審議会における審議を経た上で、中央競技団体（NF）向け及び一般スポーツ団体向けのガバナンスコードを策定いたしました。

各スポーツ団体とその関係者の皆様におかれては、スポーツ団体ガバナンスコードの趣旨について御理解いただき、御協力いただけますと幸いです。

### スポーツ団体ガバナンスコード本体・資料

中央競技団体向けコードの対象となるのは、以下の団体となります。

- ・公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体（※準加盟団体を含む。）
- ・公益財団法人日本オリンピック委員会に加盟する中央競技団体（※準加盟団体・承認団体を含む。）
- ・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に加盟する中央競技団体のうち、日本パラリンピック委員会に加盟する団体

上記以外のスポーツ団体（※）は、当面、一般スポーツ団体向けコードの対象となります。

ただし、一般スポーツ団体向けコードの対象である団体であっても、高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、できる限り積極的に、中央競技団体向けコードへの適合を目指し、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが期待されます。

（※）ガバナンスコードが対象とするスポーツ団体とは、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法第2条第2項）をいいます。

- ▶ [スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞](#)
- ▶ [スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞](#)

▶ [スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上](#)

▶ [ドーピング防止活動の取組](#)

▶ [スポーツ・インテグリティ推進事業について](#)

▶ [スポーツ団体ガバナンスコード](#)

▶ [スポーツ仲裁活動推進事業](#)

▶ [スポーツにおける暴力・ハラスメント根絶に向けた取組](#)

# スポーツガバナンスウェブサイト《日本スポーツ振興センター》

## <https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>

←

→

🔄

🔒

https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top

🔍

☆

☆

🔖

👤

⋮

📁

JAPAN SPORT  
COUNCIL

🔗 ログイン

📄 団体情報登録 (マイページID発行)

SGW

スポーツガバナンスウェブサイト

+

### このウェブサイトについて

スポーツガバナンスウェブサイトは、日本国内で活動するスポーツ団体が、団体基礎情報と団体運営に関する自己説明を登録・公表するウェブサイトです。  
スポーツ団体による、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」(スポーツ庁策定)を用いた自己説明・公表を促進することで、スポーツ界の透明性向上に貢献します。

### スポーツ団体の方へ

スポーツの振興を主たる目的とする団体であれば、どなたでも無料でご利用いただけます。  
ご利用にあたり利用者マニュアルと利用規約をご確認の上、「団体情報登録 (マイページID発行)」から手続きをしてください。

### 閲覧者の方へ

本サイトに登録されたスポーツ団体の情報は、どなたでも検索・閲覧が可能です。  
ご利用になる前に、各注意事項をご確認ください。

本サイトは独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC) が運営しています。  
スポーツガバナンスウェブサイトのより詳しい説明は、JSCのホームページでご確認ください。

|                                                                                               |                      |       |                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------|----------------------|
| 団体名称                                                                                          | <input type="text"/> | コード区分 | <input type="text"/> |
| 競技名                                                                                           | <input type="text"/> | 団体所在地 | <input type="text"/> |
| 競技名<br>二覧  | <input type="text"/> | 都道府県  | <input type="text"/> |
|                                                                                               | <input type="text"/> | 市区町村  | <input type="text"/> |

加盟団体

## 1. スポーツガバナンスウェブサイトでできること

### (1) 国内のスポーツ団体の情報を検索・閲覧する

スポーツガバナンスウェブサイトに登録・公表されている国内スポーツ団体の情報を検索・閲覧することができます。

お住まいの地域にあるスポーツ団体の情報確認等にご活用ください。

### (2) 団体情報を登録・公表する

マイページ登録を行い、自団体の基礎情報と、スポーツ団体ガバナンスコードへの遵守状況に関する自己説明資料を作成・公表することができます。

ご利用にあたり必要なのはeメールアドレスだけです。

マイページ登録後、24時間365日いつでも団体情報の登録・更新・公表ができます。

### (3) 自己説明・公表確認書を発行する

スポーツガバナンスウェブサイトにおいて自己説明・公表を行った団体は、マイページから「自己説明・公表確認書」を取得することができます。

スポーツ団体向けの各種公的支援制度の申請において同確認書の提出が求められる場合がありますので、マイページからダウンロードしてご活用ください。

# 手続き①団体登録を行い、マイページIDを発行

<https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/OrgInfoRegist>

←

→

🔄

🔒

https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top

🔍

☆

☆

🔖

👤

⋮

📱

SGW

+

**JAPAN SPORT**  
COUNCIL

ログイン

団体情報登録（マイページID発行）

スポーツガバナンスウェブサイト

## このウェブサイトについて

スポーツガバナンスウェブサイトは、日本国内で活動するスポーツ団体が、団体基礎情報と団体運営に関する自己説明を登録・公表するウェブサイトです。スポーツ団体による、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」（スポーツ庁策定）を用いた自己説明・公表を促進することで、スポーツ界の透明性向上に貢献します。

## スポーツ団体の方へ

スポーツの振興を主たる目的とする団体であれば、どなたでも無料でご利用いただけます。  
ご利用にあたり利用者マニュアルと利用規約をご確認の上、「団体情報登録（マイページID発行）」から手続きをしてください。

## 閲覧者の方へ

本サイトに登録されたスポーツ団体の情報は、どなたでも検索・閲覧が可能です。  
ご利用になる前に、各注意事項をご確認ください。

本サイトは独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が運営しています。  
スポーツガバナンスウェブサイトのより詳しい説明は、JSCのホームページでご確認ください。

団体名称

コード区分

競技名

団体所在地

加盟団体

競技名  
二覧

都道府県

市区町村

手続き②マイページから「自己説明登録・更新完了」画面が表示され、登録は完了。

(6)「自己説明登録・更新内容確認」画面が表示されるので、内容を確認したうえで、「入力担当者氏名」「入力担当者メールアドレス」の入力を行い、【登録・更新】ボタンをクリックします。

自己説明登録・更新内容確認

| 項目                                 | 対応状況                            |
|------------------------------------|---------------------------------|
| 確認1                                | この画面に表示されている登録内容及び登録確認を行うべきである。 |
| (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 | A                               |
| 確認2                                | この画面に表示されている登録内容及び登録確認を行うべきである。 |
| (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 | A                               |

入力担当者氏名

入力担当者メールアドレス

登録・更新

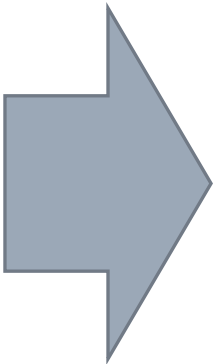
入力担当者氏名及びメールアドレスは公開されません。最終更新者を団体内で確認するための記録としてご入力いただきます。

(7)「自己説明登録・更新完了」画面が表示され、登録は完了です。  
【OK】ボタンを押すとマイページトップへ戻ります。  
「自己説明登録・更新完了」となったら以降、登録・更新された自己説明の内容が公表されます。

自己説明登録・更新完了

自己説明登録・更新完了しました。

OK



スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞

自己説明・公表確認書

団体ID  
団体名称  
法人番号  
入力日

自己説明内容

| 項目                                     | 対応状況                                                                                    |      |      |      |      |     |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|-----|
| 原則1                                    | 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。                                                           |      |      |      |      |     |
| (1)                                    | 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。                                                          |      |      |      |      |     |
| (2)                                    | 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。                                                 |      |      |      |      |     |
| (3)                                    | 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。                                                              |      |      |      |      |     |
| (4)                                    | 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。                                                    |      |      |      |      |     |
| 原則2                                    | 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。                                                          |      |      |      |      |     |
| (1)                                    | 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。                                                           |      |      |      |      |     |
| 原則3                                    | 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。                                                      |      |      |      |      |     |
| (1)                                    | 役員等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。                                 |      |      |      |      |     |
| (2)                                    | 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。                            |      |      |      |      |     |
| 原則4                                    | 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。                                                                    |      |      |      |      |     |
| (1)                                    | 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計処理を遵守しているか。                                                         |      |      |      |      |     |
| (2)                                    | 国庫補助金等の利用に際し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。                                          |      |      |      |      |     |
| (3)                                    | 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。                                                          |      |      |      |      |     |
| 原則5                                    | 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。                       |      |      |      |      |     |
| (1)                                    | 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。                                                                   |      |      |      |      |     |
| (2)                                    | 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。                                                                |      |      |      |      |     |
| 原則6                                    | 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の制約の適用についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。 |      |      |      |      |     |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の規定があるか。 |                                                                                         |      |      |      |      |     |
| 原則1                                    | 原則2                                                                                     | 原則3  | 原則4  | 原則5  | 原則6  | 原則7 |
| 原則8                                    | 原則9                                                                                     | 原則10 | 原則11 | 原則12 | 原則13 |     |

JAPAN SPORT COUNCIL

## ガバナンスコードの利用

[https://www.jpnsport.go.jp/corp/Portals/0/corp/pdf/governance-compliance/sgw\\_users\\_manual.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/corp/Portals/0/corp/pdf/governance-compliance/sgw_users_manual.pdf)

総合型クラブの手続きに関しては  
県スポーツ協会にお尋ねください。

公益財団法人熊本県スポーツ協会 担当：太田黒  
TEL096-388-1581 FAX096-388-1584  
メール [main@kumamoto-sports.or.jp](mailto:main@kumamoto-sports.or.jp)